

東京都交通局担当部長、健康管理参事医及び担当課長の設置等に関する要綱

	22交総第396号
一部改正	平成28年3月31日
	27交総第1483号
一部改正	平成29年2月9日
	28交総第1171号
一部改正	令和2年3月2日
	31交総第1549号
一部改正	令和4年3月24日
	3交総第1366号
一部改正	令和5年3月28日
	4交総第1382号
一部改正	令和5年12月19日
	5交総第971号
一部改正	令和6年3月13日
	5交総第1314号

東京都交通局組織規程（昭和37年規程第33号）第4条第3項の規定に基づき、次のとおり局に担当部長及び健康管理参事医を、部に担当課長を置く。ただし、業務上の必要が認められる場合には、交通局長は、このほかに置くことができる。

企画担当部長

- 一 局事業に係る基本計画に関する事（経営改革推進担当部長及び技術企画担当部長の掌理事項に属するものを除く。）。
- 二 経営の重要施策に関する事（経営改革推進担当部長及び技術企画担当部長の掌理事項に属するものを除く。）。

経営改革推進担当部長

- 一 局事業に係る基本計画のうち、DX等を通じた経営改革に関する事。
- 二 経営の重要施策のうち、DX等を通じた経営改革に関する事。
- 三 局長の特命に関する事。

技術企画担当部長

- 一 局事業に係る基本計画のうち、技術に関する事。
- 二 経営の重要施策のうち、技術に関する事。

技術調整担当部長

- 一 車両及び電気施設保守に係る基本計画に関する事。
- 二 車両及び電気施設に係る技術調整に関する事。

健康管理参事医

- 一 職員の健康管理に関する事。

総務部

戦略経営担当課長

- 一 局事業、重要な施策等の推進に関する事（調整担当課長の掌理事項に属するものを除く。）。
- 二 経営改善に係る企画及び調整に関する事。

調整担当課長

- 一 局事業、重要な施策等の推進に関すること（戦略経営担当課長の掌理事項に属するものを除く。）。
- 二 スタートアップ連携及びデータ利活用に係る企画及び調整に関すること。
- 三 地下高速電車の新線に係る基本計画に関すること（建設工務部計画改良課、技術調整担当課長及びデジタル技術活用推進担当課長の掌理事項に属するものを除く。）。

D X 推進担当課長

- 一 局事業に係るデジタル技術活用施策の企画、推進及び総合調整に関すること。
- 二 情報システムに関すること。

技術調整担当課長

- 一 局事業に係る技術の調査、開発及び総合調整（建設工務部計画改良課及びデジタル技術活用推進担当課長の掌理事項に属するものを除く。）に関すること。
- 二 地下高速電車の新線に係る基本計画に関すること（建設工務部計画改良課、調整担当課長及びデジタル技術活用推進担当課長の掌理事項に属するものを除く。）。

デジタル技術活用推進担当課長

- 一 局事業に係る技術の調査、開発及び総合調整（建設工務部計画改良課及び技術調整担当課長の掌理事項に属するものを除く。）に関すること。
- 二 地下高速電車の新線に係る基本計画に関すること（建設工務部計画改良課、調整担当課長及び技術調整担当課長の掌理事項に属するものを除く。）。
- 三 局事業に係るデジタル技術活用推進施策に関する技術の調査、開発及び総合調整に関すること。

経営管理担当課長

- 一 職員定数に関すること。
- 二 局の機構に関すること。
- 三 業務の監察指導に関すること。
- 四 監査に関すること。
- 五 事務の改善に関すること。

安全技術担当課長

- 一 局事業に係る安全管理及び危機管理の技術の総合調整に関すること。
- 二 電車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーに係る運輸安全マネジメント推進の技術に関すること（他の部に属するものを除く。）。

サービス推進担当課長

- 一 サービス推進に関すること。

職員部

人材育成・サービス指導担当課長

- 一 職員の分限、懲戒、表彰及びサービスに関すること。
- 二 職員のサービスの監察指導に関すること。
- 三 職員の教育、訓練及び研修に関すること。

電車部

事業改善担当課長

- 一 地下高速電車事業の事業改善に関すること。

事業戦略担当課長

- 一 I Cカードを活用した事業戦略等に関すること。
- 二 I Cカード関連施策に関すること。

自動車部

事業改善担当課長

- 一 自動車事業の事業改善に関すること。

Z E V 化推進担当課長

- 一 バスのZEV化の推進に関すること。

車両電気部

発電担当課長

- 一 電気事業に関すること。

附 則（22交総第396号）

- 1 この要綱は平成22年7月16日から施行する。
- 2 参事、健康管理参事医及び副参事の設置等に関する要綱（2交総第470号）は廃止する。

附 則（27交総第1483号）

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則（28交総第1171号）

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則（31交総第1549号）

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則（3交総第1366号）

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則（4交総第1382号）

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則（5交総第971号）

この要綱は令和5年12月28日から施行する。

附 則（5交総第1314号）

この要綱は令和6年4月1日から施行する。